

山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定に基づき、山陽小野田市の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「計画」という。）について検討するため、山陽小野田市成年後見制度利用促進基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画案の検討に関すること。
- (2) その他成年後見制度の利用促進について、市長が必要と認める事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は16人以内とし、別表に掲げる団体の構成員の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から計画が策定される日までとする。ただし、任期途中で交代する場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長を定めるための会議は市長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員及び会議に出席した者は、その職務上又は会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、計画が策定された日に、その効力を失う。

別表（第3条関係）

No	区分	団体
1	司法関係	山口県弁護士会
2		山口県司法書士会
3		山口県行政書士会
4	福祉関係	山口県社会福祉士会
5		山陽小野田市社会福祉協議会
6		山陽小野田市民生児童委員協議会
7	医療関係	山陽小野田医師会
8	高齢者関係	山陽小野田市介護支援専門員連絡協議会
9		介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
10	障害関係	相談支援事業所
11		障害者支援施設
12	行政関係	山口県宇部健康福祉センター
13		障害福祉課
14		社会福祉課
15		生活安全課
16		高齢福祉課